

## 大阪市規則第69号

### 大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則（平成24年大阪市規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定環境配慮建築物等の範囲) 第2条 条例第2条第5号、第7号及び第9号の市規則で定める建築物は、一戸建ての住宅及び長屋並びに <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第7条第2項各号及び第3項各号に掲げる建築物以外の建築物とする。</u>	(特定環境配慮建築物等の範囲) 第2条 条例第2条第5号、第7号及び第9号の市規則で定める建築物は、一戸建ての住宅及び長屋並びに <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第7条第2項各号及び第3項各号に掲げる建築物以外の建築物とする。</u>

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。